

【会議録要旨（確定）】

会 議 名	第一回港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考委員会
開 催 日 時	令和3年12月23日（木）午後4時30分から
開 催 場 所	区役所5階 512会議室
委 員 員	出席者 5名 中村委員長、西川副委員長、木島委員、岡野委員、中島委員 欠席者 なし
事 務 局	防災危機管理室危機管理・生活安全担当 鈴木課長、生活安全推進担当 長係長、 生活安全推進担当 石田
会 議 次 第	1 開会 2 委員長の互選について 3 選考委員会選考スケジュール（案）について 4 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者募集要項（案）について 5 仕様書（案）について 6 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準（案）について 7 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託採点基準表（案）について 8 閉会
配 付 資 料	資料1 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考委員会設置要綱 資料2 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考委員会委員名簿 資料3 選考委員会選考スケジュール（案） 資料4 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者募集要項（案） 4-2【様式1】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託プロポーザル質問書（案） 4-3【様式2】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託プロポーザル参加表明書 兼参加資格審査申請書兼地域貢献活動申請書（案） 4-4【様式3】共同事業体構成書（案） 4-5【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状（案） 4-6【様式3-3】委任状（案） 4-7【様式4】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業者概要（案） 4-8【様式5】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業者の業務実績（案） 4-9【様式6】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託における各地区予定警備員指導教育責任者（同資格保有者）の経歴（案） 4-10【様式7】企画提案書①業務に対する基本的な考え方・取組姿勢（案） 4-11【様式8】企画提案書②人材の確保及び教育について（案） 4-12【様式9】企画提案書③実施体制等について（案） 4-13【様式10】企画提案書④区民や来街者等への対応について（案） 4-14【様式11】企画提案書⑤新橋地区の地域特性を踏まえた改善手法について（案） 4-15【様式12】企画提案書⑥六本木地区の地域特性を踏まえた改善手法について（案） 4-16【様式13】企画提案書⑦赤坂地区の地域特性を踏まえた改善手法について

	<p>(案)</p> <p>4-17【様式14】企画提案書③大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区の地域特性を踏まえた改善手法について(案)</p> <p>資料5 仕様書(案)</p> <p>資料6 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準(案)</p> <p>資料7-1 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託採点基準表(一次審査)(案)</p> <p>資料7-2 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託採点基準表(二次審査)(案)</p>
<p>会議の結果及び主要な発言</p>	
(発言者)	
事務局	<p>【1 開会】</p> <p>自己紹介及び事務局職員の紹介</p>
事務局	<p>【2 委員長の互選について】</p> <p>「港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考委員会設置要綱」第5条に基づき、委員長中村を選出、副委員長西川を指名</p>
事務局	<p>【3 選考委員会選考スケジュール】</p> <p>「次第3 選考委員会選考スケジュール(案)」について</p> <p>(資料3に基づき説明)～詳細省略～</p>
各委員	<p>意見等なし。</p>
事務局	<p>【4 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者募集要項(案)について】</p> <p>【5 仕様書(案)について】</p> <p>【6 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準(案)について】</p> <p>【7 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託採点基準表(案)について】</p> <p>「次第4 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者募集要項(案)」、「次第5 仕様書(案)について」、「次第6 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準(案)について」、「次第7 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託採点基準表(案)について」は、相互に関連する事項なので一括審議。</p> <p>(資料4～7に基づき説明)～詳細省略～</p>
B委員	<p>資料7の採点基準表は公表されるものでしょうか。</p>
事務局	<p>公表されません。</p>
B委員	<p>見積額の評価について、係数が×5ということは、ここが評価のポイントとなるともいえます。評価係数の設定について事務局の考えを教えてください。</p> <p>また、過去のプロポーザルで参考事業規模額に近い金額の見積書が出てきた場合に、評価点を高くした事例があったので、参考事業規模額に近いほうが点数が高いのか、それとも金額が安いほうが点数が高いのか教えてください。また、いわゆる「安かろう悪かろう」を避けるために、参考事業規模額の70%未満の金額であれば失格にした事例等がありますか。</p>
事務局	<p>区のプロポーザルのガイドラインが定められており、見積書の評価については、原則、</p>

	<p>ガイドラインに準拠して設定しています。</p> <p>見積額の評価について、一度事務局で確認し、委員長と別途調整とさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
A委員	承知しました。
E委員	<p>資料4の「港区客引き行為等防止巡回指導業務委託募集要項」の5ページ「項番7企画提案書等の提出について」の(6)「企画提案書等の体裁」に、事業者から提出してもらう様式の分量の記載があります。事務局案では様式は3枚以内、文字のポイントは11ポイント以上とあります。様式が3枚となるとかなりの文章量になると思われませんが、事業者にはある程度限られた文字数で提案してもらい、事業者の文章力も含め評価してはいかかかと思えます。また、審査する側も文章量が多いと迷ってしまうことが考えられます。事務局としての考えを教えてください。</p>
事務局	<p>他のプロポーザル選考においても1つの様式において3枚以内で11ポイント以上という事例もあることから事務局案として設定しました。</p> <p>また、募集要項の6ページ項番カ様式9については、記載項目が①安全対策から⑥業務管理までの6項目としているため、3枚が妥当であると考え、この3枚を基準に枚数を設定しました。</p> <p>ただし、提出枚数を1枚にして、要点を的確にまとめる力を見るところの考え方もありますし、詳細まで、意気込みも含めて記載してもらうという考え方もありますので、この場で委員の皆様と議論していただき決定いただきたいと考えております。</p>
A委員	この点いかがでしょうか。文字のポイントは11ポイントで枚数が3枚以内とするか、1枚、2枚に集約してもらうかという点です。
E委員	様式9については、項目が多いので3枚という設定は納得しました。一方でそれ以外の様式については検討の余地がありそうです。
B委員	私も様式9については3枚までで、それ以外は1枚程度にした方がよいのではないかと考えます。1枚程度で記載できる内容に思えるので、それであればきっちり1枚でまとめていただきたいです。
A委員	両委員から様式9は3枚以内、それ以外は1枚にまとめてもらうという案が出ました。この内容でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
A委員	<p>それでは、様式9は3枚以内。それ以外は1枚にまとめてもらいます。事務局は募集要項を修正してください。</p> <p>あと、加えて私から質問ですが、行数は設定しないのでしょうか。</p>
事務局	<p>どのような表現にするかも含めての提案として考えておりますので、行数は設定しません。読みやすさを評価するかは主観もあるかと思いますが、その部分を含めての提案書と考えております。</p>
A委員	わかりました。
C委員	<p>資料6選考基準の4ページ項番4基準点について、応募事業者が1者の場合、または、2者以上あったが、いずれも採点結果が60%の最低ラインを下回った場合、最低ラインを下げるのかもしくは、再度募集し直すのか事務局の考えを教えてください。</p>
事務局	ガイドラインでは目安として満点の60%として設定するとの記載があります。
B委員	<p>補足として、採点をする場合、1点から5点のうち点数をつけることになりましたが、3点が真ん中となることから、ここを基準につけていただくとおおむね60%となります。この3点をベースにして判断をしていただくことになるのではないかと個人的に</p>

事務局	考えています。 あくまで原則としては、最低ラインを 60%としています。これは、先ほどもありましたが、5 点満点の 3 点が真ん中であるという前提のもと採点を進めていただければ、公正な評価になると考えています。
A 委員	普通が全部そろったら満点の 60%にいくということですね。
B 委員	はい。ガイドラインにも目安として満点の 60%と記載しているようであれば、それで良いと考えます。
A 委員	それでは、選考の目安を満点の 60%とすることについては可ということよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
A 委員	それでは、選考の目安は満点の 60%とすることとします。
D 委員	これまでのプロポーザル選考での応募事業者数及び見直した点について教えてください。
事務局	平成 27 年と 30 年度にそれぞれプロポーザル選考を実施しています。 27 年度は 2 事業者、30 年度は 1 事業者から応募がありました。 見直した点については、仕様書に下線を引いており、その部分の業務内容を見直しております。
A 委員	今の点に関連して、皆様にご審議いただきたい内容があります。 資料 6 選考基準の項番 2「審査の実施方法」です。 (1) に第二次選考に進む事業者は第一次選考を受けた事業者のうち 3 者程度とすると記載がありますが、この 3 者が妥当であるかご審議ください。
各委員	(異議なし)
A 委員	それでは、第二次選考に進む事業者は第一次選考を受けた事業者のうち 3 者程度とすることとします。 同じく資料 6 選考基準の項番 2 (2) 第二次審査について、所要時間は 30 分程度(説明 15 分、質疑 15 分程度)としていますが、時間として適切でしょうか。ご審議ください。
C 委員	この 30 分という時間で、過去のプレゼンテーションでは十分内容を理解できる時間設定であったのでしょうか。
事務局	これまで 30 分程度という時間で十分に内容を理解できるものでしたので問題ございません。
A 委員	もう 1 点あります。第二次審査の実施方法について、第一次審査で審査した提案書と第二次審査用の資料により、実施するということがよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
A 委員	それでは、第二次審査の実施方法について、第一次審査で審査した提案書と第二次審査用の資料により、実施することとします。また、二次審査の実施時間については、説明 15 分、質疑 15 分の合計 30 分とします。
E 委員	資料 6 選考基準の項番 2 (2)「第二次審査」において、プレゼンテーション用資料の配布を認めることと記載がありますが、分量について事務局の考えがあれば教えてください。 また、プレゼンテーションの実施時にパソコンの使用が可能との記載がありますが、パソコンに映す資料は何を想定されているのか教えてください。もし、紙資料で足りるのであればパソコンを使用する必要はないと考えます。

事務局	事務局としては、プレゼンテーション用の資料については、サマリーとして捉えており、プレゼンテーションの内容の理解を促すための補足資料と考えています。 なお、あくまで事務局案としてパソコンの使用を可とすると記載しましたが、先ほどE委員からありましたように、資料の枚数及びパソコンを使用するかどうかも含めて検討の余地があると思います。事務局としては、資料の枚数の設定及びパソコンを使用する、しないについていずれも委員の皆様の判断に対応可能と考えております。
A委員	この点についていかがでしょうか。1点目が資料の枚数に上限を設けるか、2点目がパソコンやプロジェクターの使用を認めるか、この2点です。
E委員	資料の枚数については、私たち委員が見るものですので、A3で1枚程度にこれまでの提案内容をまとめたものが記載されていると見やすいのではないかと考えています。
A委員 各委員	皆さんいかがでしょうか。資料はA3で1枚とするということによろしいでしょうか。 (異議なし)
A委員	それでは、プレゼンテーション用の追加資料はA3で1枚とします。 それから、パソコンとプロジェクターの使用についてはどうでしょうか。 私は、A3で1枚の資料であれば、パソコンとプロジェクターは不要であると考えますが。いかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
A委員	それでは、パソコンとプロジェクターの使用は認めないこととします。
C委員	例えば様式11では各地区の客引きの状況を踏まえて、改善手法を提案してもらうというのですが、地区によっては把握していない部分もあるので、この点に関しては、事務局の方で把握している情報を補足資料としていただくことは可能でしょうか。
事務局	事務局として把握しているデータを補足資料として提供させていただきます。
A委員	採点基準表で評価係数が×2から×5まで幅がありますが、この点について、いかがでしょうか。
E委員	二次審査で重要なのが、事業者の生の声を聞くことで、どれだけやる気がある事業者なのか審査することだと考えています。その点から資料7-2の採点基準表の項番5の取り組み意欲の評価係数を高くしてはどうかと考えています。
A委員	この点についていかがでしょうか。
B委員	もし項番5の評価係数を高くするとしたら、二次審査の合計点数も増えると思うが、一次審査と二次審査の比率はどのような設定になっているのか教えてください。
事務局	ガイドラインによるとおおむね一次審査と二次審査の比率が2対1となるような設定にするということです。ですので、項番5の評価係数を上げて、他の項目の評価係数を下げることが可能ですし、他の評価係数をそのままにすることも可能です。あくまで目安として2対1の設定ですので、大幅にずれなければ問題ないです。また、評価係数についても選考委員会の場で委員の皆様が納得の上で決めたということであれば変更は可能です。
A委員	私は、合計点を変えないのであれば、項番3の提案の発展性の下段を×3の評価係数にして、項番5の取り組み意欲の上段を×4にしてはどうかと考えています。
B委員	項番3の提案の発展性の下段を変更せず、×4のままにして、項番5の取り組み意欲の上段の評価係数を×4にしても合計点は5点しか変わらず、合計点を155点にしてもいいのではないかと考えています。そうすると一次審査と二次審査の合計点数が加点項目を含めて465点になり、少し変則的な数ですが、選考委員の場で議論し、決めたということであればよいと考えています。

A委員	項番5の取り組み意欲は両方とも評価係数を×5にしてはいかがでしょうか。比率がおおよそ2対1ということであればよいと考えています。
D委員	項番3の下段については、評価係数をさげるのではなく×4のままでよいのではないかと考えています。
A委員	それでは、項番3の下段については、評価係数を変えず、×4のままとし、項番5の取り組み意欲の評価係数を×5とするということによろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
A委員	それでは、項番5の取り組み意欲の評価係数を上下それぞれ×5とすることとします。その結果、二次審査の合計点が150点から165点満点となり、一次審査と二次審査の合計が475点となります。
各委員	そのほかこれまでの議事を通じてご意見ご質問はありますか。
A委員	(なし)
A委員	それでは、本日皆様からいただいたご意見等を踏まえ、事務局には修正の対応をしていただきます。
各委員	また、1点、見積額の評価について、委員長に一任とさせていただいてよろしいですか。
事務局	(異議なし)
事務局	(今後のスケジュール確認) ~詳細省略~
A委員	【8 閉会】 以上をもちまして第1回の事業候補者選考委員会終了させていただきます。